

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ダイバーシティ工房(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(責任者)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる最高責任者を理事長、統括責任者を事務局長とする。

(責任者の業務)

第4条 コンプライアンス責任者は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他理事長が指示した事項

(報告、連絡及び相談ルート)

第5条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括責任者に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス統括責任者は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス最高責任者に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、理事長の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括責任者を經由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス最高責任者に直接、同項の報告をすることができる。

(懲戒等)

第6条 職員が第5条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合

は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い訓戒、減給、出勤停止、普通解雇、降職、解任、降格、諭旨解雇、懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて理事長がこれを行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和2年10月29日から施行する。(令和2年10月29日理事会決議)